

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について

(令和2年4月23日)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応として、当面の間、広島高速道路公社郵便入札取扱要綱第7条に定める開札の立会については、以下のとおりとします。

1. 内容

広島高速道路公社(以下「公社」という。)における売買、賃借、請負その他(以下「請負等」という。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札を郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の方法により実施する場合、広島高速道路公社郵便入札取扱要綱第7条第1項の規定に関わらず、開札における入札者の立会はできないこととします。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員1名を立ち合わせることにします。

また、入札においてこれらの措置を適用する場合は、入札公告または指名通知書にその旨を明記します。

2. 施行期日

この取り扱いは、令和2年4月23日以降に公告又は指名する入札案件に適用します。

広島高速道路公社会計規程第73条第2項に定める随意契約(少額随契は除く。)における見積を徴する場合についても上記取扱いに準ずることとします。

以 上